（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第十一号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三十九条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第四十二条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第四十四条第一項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第五十五条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第五十八条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十条第一項第十四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第十四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十二条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第七十二条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第七十五条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第七十六条の二第一項第四号及び第六項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第八十八条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）」を「第三十条第一項第十一号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）」を「第三十条第一項第十一号ロに規定する者」に改める。

附則第六項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

附則第七項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第十項第十号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

附則第十一項第十一号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

（船員保険法施行規則の一部改正）

**第三条**　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に、「払渡金融機関」を「払渡希望金融機関」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第百二十一条第一項第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第百二十四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「第一項第五号イ」を「第一項第七号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第百二十九条第一項第十一号イ中「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第八号中「前項第十号イ」を「第一項第十一号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「ついての」の下に「当該」を、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第百三十条第一項第四号イ中「第百五十五条第一項第九号イ」を「第百十五条第一項第九号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「第百五十五条第一項第九号ロ」を「第百十五条第一項第九号ロ」に改め、同条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第百三十一条第一項第十号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「第百十五条第一項第九号ロ」の下に「に規定する者」を加え、同条第二項第七号中「前項第十二号」を「前項第十号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第一条の表第四十八条ノ八、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条ノ二、第七十三条ノ三第一項、第七十三条ノ四第一項、第七十四条、第七十四条ノ四第一項、第七十四条ノ五第一項、第七十四条ノ六第一項、第七十四条ノ七第一項、第七十四条ノ十、第七十四条ノ十二第一項、第七十五条ノ七第一項、第七十五条ノ八、第八十一条第二項、第八十一条ノ二第一項、第八十一条ノ三、第八十一条ノ四第一項、第八十二条ノ三ノ二第二項、第八十二条ノ三ノ三第一項、第八十二条ノ四、第八十二条ノ四第一項、第八十二条ノ四ノ二第一項、第八十二条ノ九第一項、第八十二条ノ十第一項、第八十二条ノ十ノ二第一項、第八十二条ノ十ノ三、第八十二条ノ十二第一項、第八十二条ノ十七ノ四、第八十二条ノ十七ノ八の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第七十条第一項第八号イ及び第二項第六号、第七十五条ノ三第一項第三号イ及び第二項、第七十五条ノ七第一項第五号イ及び第二項第三号、第八十一条第二項第十三号イ及び第三項第十四号、第八十一条ノ二第一項第十一号イ及び第二項第九号、第八十一条ノ四第一項第十号イ及び第二項第八号 | 預金通帳ノ記号番号 | 預金口座ノ口座番号 |
| 第七十条第二項第六号、第七十五条ノ三第二項、第七十五条ノ七第二項第三号、第八十一条第三項第十四号、第八十一条ノ二第二項第九号、第八十一条ノ四第二項第八号 | 証明書 | 証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類 |